

うるま市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市規則第35号

うるま市契約規則の一部を改正する規則

うるま市契約規則（平成19年うるま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第20条 [略] 2～5 [略] 6 検査員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、 <u>支出命令書又は請求書の余白に検査年月日及び検査員氏名を記載することによって検査調書に代えることができる。</u> (1)～(6) [略] 7 [略]	第20条 [略] 2～5 [略] 6 検査員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、 <u>債権者の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し、記名押印して検査調書に代えることができる。</u> (1)～(6) [略] 7 [略]
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。